

## 河川入門講座 (24)

## 砂防（その2） —砂防法の制定まで—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



わが国では、河川の洪水氾濫の原因に、山地の荒廃やそれによる土砂流出があることは、7世紀の飛鳥時代には知られていたようで、山地の森林を大切にせよとの布告の記録があります。

後世のことになりますが、江戸時代初期の1666年には、有名な“諸国山川掟之令”（しょこくやまかわのおきてのれい）という江戸幕府の命が発せられています。

その内容は、山地の草木を根まで掘起すこと、河原や川筋に田畠を開くこと、山中での焼き畑などの行為を禁止し、河川沿いに植林することを奨励するもので、現代にも通じるものがあります。

このような前史を踏まえ、近代にいたり明治23年（1890年）に帝国議会が開催されると、折からの全国的な水害の頻発に対し、国の手による治水事業の促進を求める声が高まり、建白書や陳情書も数多く提出され大きな政治課題になりました。

こうして、明治29年（1896年）に「河川法」が、翌30年（1897年）に「森林法」と「砂防法」がたて続けに制定され、いわゆる「治水三法」による治水行政の基本が出来上がり、以来、修正、付加、改善されながら130年間近く現在に至るまで続いているのです。

この間、戦後の新憲法体制の下で、森林法と河川法は大改正されて新しく生まれ変わりましたが、砂防法は、死文化した条項を含みつつ部分的な改訂に停まっています。

役所名は新しく書き替えられましたが、法律の文章は句読点一つ無いカタカナ書きの文語文のままです。

第一条は、

“此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ”

という具合です。

「砂防」という用語は明治初めに定まってきたようですが、よく似た用語に「治山」があります。

「治山」は森林部門の用語で、良好な森林を育成するために、荒廃した山地を復旧し土砂崩壊や土砂流出を防止する行為を云いますが、現場における手段や工法は「砂防」のそれと殆んど変わりません。

「森林砂防」という見方もできます。

「治山」との対比で、治水事業としての砂防を「治水砂防」ということがあります。

砂防法では、上記の第一条のように“治水上砂防”という言い方がくり返されています。

河川の水源域としての山地まで含めた広範囲にわたる水害防止対策を、古くから「治山治水」と言ってきた歴史があります。

現代流にいえば、「治山治水」は、山地森林防災の「治山」、河川上流域での「砂防」、河川中下流部での「河川改修」と、治水対策を包括的に言う概念です。

現在の行政分担でいうと、「治山」は農林水産省林野庁の治山課の業務で、「砂防」は国土交通省水管理国土保全局の砂防部の業務になります。